

2025年12月26日

各位

会社名 **スター精密株式会社**  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 佐藤 衛  
コード番号 7718 東証プライム  
問い合わせ先 取締役 常務執行役員 コーポレート本部長  
佐藤 誠悟  
TEL. 054-263-1111

**ソルスティシア株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果  
並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

ソルスティシア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年11月13日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）（以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年12月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年1月6日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

（注1）「本新株予約権」とは、下記①から⑬の新株予約権を総称しています。

- ① 2014年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権（行使期間は2014年6月9日から2044年6月8日まで）
- ② 2015年5月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回株式報酬型新株予約権（行使期間は2015年6月15日から2045年6月14日まで）
- ③ 2016年5月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回株式報酬型新株予約権（行使期間は2016年6月13日から2046年6月12日まで）
- ④ 2017年5月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回株式報酬型新株予約権（行使期間は2017年6月12日から2047年6月11日まで）
- ⑤ 2018年5月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回株式報酬型新株予約権（行使期間は2018年6月11日から2048年6月10日まで）
- ⑥ 2019年3月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回株式報酬型新株予約権（行使期間は2019年4月15日から2049年4月14日まで）
- ⑦ 2020年3月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回株式報酬型新株予約権（行使期間は2020年4月13日から2050年4月12日まで）
- ⑧ 2019年3月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第13回通常型新株予約権（行使期間は2021年6月1日から2026年5月31日まで）
- ⑨ 2020年3月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回通常型新株予約権（行使期間は2022年6月1日から2027年5月31日まで）
- ⑩ 2021年3月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回通常型新株予約権（行使期間は2023年6月1日から2028年5月31日まで）
- ⑪ 2022年3月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第16回通常型新株予約権（行使期間は2024年6月3日から2029年6月2日まで）
- ⑫ 2023年3月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第17回通常型新株予約権（行使期間は2025年6月2日から2030年6月1日まで）
- ⑬ 2024年3月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第18回通常型新株予約権（行使期間は2026年6月1日から2031年5月31日まで）

## 記

### 1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者により、添付資料「スター精密株式会社（証券コード：7718）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果についての報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

### 2. 主要株主である筆頭株主の異動について

#### (1) 異動予定年月日

2026年1月6日（本公開買付けの決済の開始日）

#### (2) 異動に至った理由

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けに対して当社株券等 24,789,003 株の応募があり、応募された当社株券等の総数が買付予定数の下限（14,800,700 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2026 年 1 月 6 日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 20%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

一方、当社の主要株主である筆頭株主であった Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP は、本公開買付けの決済が行われた場合には、2026 年 1 月 6 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の筆頭株主に該当しないこととなります。

#### (3) 異動する株主の概要

##### ① 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	ソルスティシア株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 クリストイン・ワタナベ	
(4) 事 業 内 容	当社株券等を取得及び所有すること	
(5) 資 本 金 (2025年12月25日現在)	50,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	2025年10月17日	
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2025年12月25日現在)	Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP	100.0%
(8) 当社と公開買付者の関係	<p>資 本 関 係</p> <p>該当事項はありません。 但し、公開買付者の発行済株式の全てを所有する Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP は、本日現在、当社株式 17,304,700 株（所有割合（注2）：35.69%）を所有しております。</p> <p>人 的 関 係</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>取 引 関 係</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</p> <p>該当事項はありません。</p>	

（注2）「所有割合」とは、当社が2025年11月12日付で公表した「2025年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（48,481,334株）に、2025年9月30日現在残存する本新株予約権の合計である6,240個の目的となる当社株式の数（624,000株）を加算した株式数（49,105,334株）から、2025年9月30日現在の当社が所有する自己株式

数（617,362 株）を控除した株式数（48,487,972 株）（以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

② 筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP
(2) 所 在 地	Harneys Fiduciary (Cayman) Limited, 4th Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, P0 Box 10240, Grand Cayman KY1-1002, Cayman Islands
(3) 代表者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 クリストイン・ワタナベ
(4) 事 業 内 容	当社株券等を取得及び所有すること

(4) 異動前後の当該株主の所有する議決権の数および所有割合

① ソルスティシア株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注3）、所有株数）			大株主順位
		直接保有分	合算所有分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	主要株主である 筆頭株主	247,890 個 (51.12%) (24,789,003 株)	-	247,890 個 (51.12%) (24,789,003 株)	第1位

(注3) 「議決権所有割合」とは、本基準株式数に係る議決権の数（484,879 個）を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

② Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株数）			大株主順位
		直接保有分	合算所有分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	173,047 個 (35.69%) (17,304,700 株)	-	-	第1位
異動後	主要株主	173,047 個 (35.69%) (17,304,700 株)	247,890 個 (51.12%) (24,789,003 株)	420,937 個 (86.81%) (42,093,703 株)	第2位

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株券等 24,789,003 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより当社株券等の全て（但し、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社が 2025 年 11 月 12 日に公表した「ソルスティシア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者及び Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP のみとするための一連の手続きを実施することを予定しているとのことです。

本日現在、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場（以下

「東京証券取引所プライム市場」といいます。)に上場されておりますが、当該手続きが実行された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することができなくなります。

今後の具体的な手続き及びその実施時期等については、公開買付者と当社が協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

以上

(添付資料)

2025年12月26日付「スター精密株式会社(証券コード:7718)の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年12月26日

各 位

会 社 名 ソルスティシア株式会社  
代表者名 代表取締役 クリストイン・ワタナベ

## スター精密株式会社（証券コード：7718）の株券等に対する

### 公開買付けの結果に関するお知らせ

ソルスティシア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年11月12日、スター精密株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：7718、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下に定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年11月13日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年12月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 買付け等の概要

##### （1）公開買付者の名称及び所在地

ソルスティシア株式会社

東京都港区六本木六丁目10番1号

##### （2）対象者の名称

スター精密株式会社

##### （3）買付け等を行う株券等の種類

###### ① 普通株式

###### ② 新株予約権（以下のアからエの新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

ア 2014年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権（以下「第1回株式報酬型新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年6月9日から2044年6月8日まで）

イ 2015年5月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回株式報酬型新株予約権（以下「第2回株式報酬型新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年6月15日から2045年6月14日まで）

ウ 2016年5月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回株式報酬型新株予約権（以下「第3回株式報酬型新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年6月13日から2046年6月12日まで）

エ 2017年5月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回株式報酬型新株予約権（以下「第4回株式報酬型新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年6月12日から2047年6月11日まで）

オ 2018年5月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回株式報酬型新株予約権（以下「第5回株式報酬型新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年6月11日から2048年6月10日まで）

- カ 2019年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回株式報酬型新株予約権（以下「第6回株式報酬型新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年4月15日から2049年4月14日まで）
- キ 2020年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回株式報酬型新株予約権（以下「第7回株式報酬型新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年4月13日から2050年4月12日まで）
- ク 2019年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回通常型新株予約権（以下「第13回通常型新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月1日から2026年5月31日まで）
- ケ 2020年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第14回通常型新株予約権（以下「第14回通常型新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年6月1日から2027年5月31日まで）
- コ 2021年3月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第15回通常型新株予約権（以下「第15回通常型新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年6月1日から2028年5月31日まで）
- サ 2022年3月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第16回通常型新株予約権（以下「第16回通常型新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年6月3日から2029年6月2日まで）
- シ 2023年3月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第17回通常型新株予約権（以下「第17回通常型新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年6月2日から2030年6月1日まで）
- ス 2024年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第18回通常型新株予約権（以下「第18回通常型新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年6月1日から2031年5月31日まで）

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	31,183,272（株）	14,800,700（株）	－（株）
合計	31,183,272（株）	14,800,700（株）	－（株）

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（14,800,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（14,800,700株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が2025年11月12日付で公表した「2025年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（48,481,334株）に、対象者から報告を受けた2025年9月30日現在残存する本新株予約権の合計である6,240個の目的となる対象者株式の数（624,000株）を加算した株式数（49,105,334株）から、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（617,362株）を控除し、当該株式数（48,487,972株）（以下「本基準株式数」といいます。）からTaiyo Unleash Acrux Holdings, LPが所有する対象者株式（17,304,700株）を控除した株式数（31,183,272株）になります。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」と

いいます。) 中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

2025年11月13日（木曜日）から2025年12月25日（木曜日）まで（30営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,210円

第1回株式報酬型新株予約権1個につき金1円

第2回株式報酬型新株予約権1個につき金1円

第3回株式報酬型新株予約権1個につき金1円

第4回株式報酬型新株予約権1個につき金1円

第5回株式報酬型新株予約権1個につき金1円

第6回株式報酬型新株予約権1個につき金1円

第7回株式報酬型新株予約権1個につき金1円

第13回通常型新株予約権1個につき金46,500円

第14回通常型新株予約権1個につき金109,900円

第15回通常型新株予約権1個につき金54,700円

第16回通常型新株予約権1個につき金73,800円

第17回通常型新株予約権1個につき金43,000円

第18回通常型新株予約権1個につき金1円

### 2. 買付け等の結果

#### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(14,800,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(24,789,003株)が買付予定数の下限(14,800,700株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後訂正された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

#### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2025年12月26日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

#### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
--------	------------	------------

株券	24,675,003 (株)	24,675,003 (株)
新株予約権証券	114,000	114,000
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	24,789,003	24,789,003
(潜在株券等の数の合計)	(114,000)	(114,000)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	173,047個	(買付け等前における株券等所有割合 35.69%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	247,890個	(買付け等後における株券等所有割合 51.12%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	173,047個	(買付け等後における株券等所有割合 35.69%)
対象者の総株主の議決権の数	478,155個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年8月13日に提出した第101期半期報告書に記載された2025年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び本新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(48,487,972株)に係る議決権の数(484,879個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 

みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
楽天証券株式会社（復代理人）	東京都港区南青山二丁目6番21号

② 決済の開始日

2026年1月6日（火曜日）

③ 決済の方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座（復代理人）へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の手続を実施することを予定していますので、かかる手続が実行された場合、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止になります。今後の具体的な手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ソルスティシア株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上

#### 【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【将来予測】

- ・ 本プレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934)（その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e) 又は第 14 条(d) 及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる場合があります。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国外の法人及びその役員に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人及び当該法人の関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933)（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容等と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容等が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

#### 【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。